

資料

ベーベルの女性論再考(第3報)

アウグスト・ベーベルの*Die Frau und der Sozialismus*の「序説」の変遷(1879-1909)

伊藤セツ

Materials

Reconsideration on Women's Emancipation Theory of August Bebel (Part 3)

The Process of Revision of 'Foreward' in *Die Frau und der Sozialismus*(1879-1909)

Setsu Ito

はしがき

既報（伊藤 1992）のように、Bebel, August の *Die Frau und der Sozialismus*は、1879年の初版以来、1883年の第2版、1891年の第9版、1895年の第25版、1902年の第34版、1909年の第50版と4回改訂が行われたことが知られている。

本学所蔵の「ゲリッツェン女性史コレクション」には、ドイツ語で1883年の第2版そのもの、1895年改訂の内容を伝える1900年発行の第31版、1909年改訂（1910年発行）の50版が収録されている。1897年の初版、1891年改訂版、1902年改訂版は、同コレクションには入っていない。初版は、日本では、一橋大学社会科学古典資料センターにあり（同センターは、1974年にニューヨークの古書店の収集したフランクリンコレクションの一冊として購入したことである。本学図書館はそのマイクロフィルムを所蔵している。古書として購入した原本には、原書にはない蔵書印らしい青スタンプで Otto Lösche という名が右上に押されている：写真1参照）、1891年版は、東京都立立川短期大学（現都立短大）図書館の金子鷹之介文庫に収集されている（写真2参照）。「ゲリッツェン女性史コレクション」には、英語版で1904年発行のものはあるが、ドイツ語の何版からの英訳か明

記していないので、それが1902年改訂のものかどうかわからない。

ところで1996年に、1879年の初版が、ベーベルの選集の第10巻の1分冊として、同2分冊に収録された第50版（1909年版）とともに、アムステルダム国際社会史研究所編で、ドイツの K. G. Saur Verlag(München)から、New Providence, London, Paris 同時発行で出版された。ベーベルの選集は、これも既報（伊藤 1996）のとおり、これまで、1970年から1983年迄の間に旧ドイツ民主共和国の首都ベルリンの Diets 出版社から1, 2, 6巻が出され、それ以後刊行がとだえていたが、1995年になって、上記 K. G. Saur 社から、3, 4, 5巻が出されていた。今回の刊行はそれに続くものである。

*Die Frau und der Sozialismus*の1879年初版と1883年第2版との形式上の大きな相違は、初版には一切の章の区切りがないということである。

今日一般に日本で流布している翻訳は、1909年の最後の改訂版50版に基づくものであり、1923年以来1958年まで、英語訳からの重訳を含めて、8人の訳者（村上正男、山川菊栄、牧山政彦、加藤一夫、草間平作＝牧山政彦、森下修一、伊東勉・土屋保男）の手で邦訳が出されて



写真1 ベーベル女性論1879年初版
(一橋大学社会科学古典資料センター所蔵)

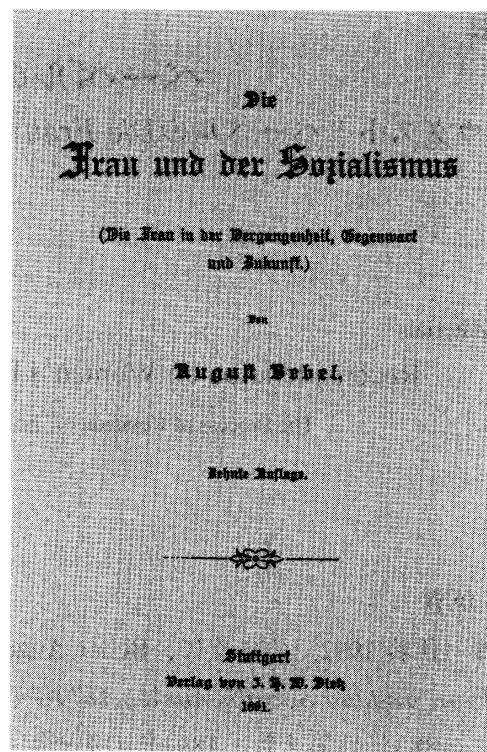


写真2 ベーベル女性論1891年第9版
(東京都立短期大学図書館金子文庫による)

いる（伊藤 1996）。その最後の訳は伊東勉・土屋保男訳『ベーベル婦人論 上下』大月書店（1958）であった。

「序説」は、ベーベルの女性解放論の粹を要約したものとして、短編ながら、非常に深い内容をもっている。そこで、1879, 1883, 1891, 1895, 1909年の5時点での改訂による「序説」の全文仮邦訳を行ったので、資料として報告したい。初版は、上述の通り序説としての区切りがないので、1883年版との対比で「序説」にあたる部分を判断した。「序説」に相当する部分で見る限りでは、ベーベルは、字句の小修正を含め、30年にわたって、表現の改正や削除・加筆に熟慮した推敲のあとがみられる。

各版「序説」の邦訳に当たり、1909年改訂版については、伊東・土屋訳を主として用いたが、1958年の訳であるので、多少の文語調はやさしい表現にあらため、die Erauの訳は、「婦人」

から「女性」に改めた。ベーベル自身が原文で、 “”で囲んでいる単語は「」を用い、強調している語には下線を付した。キーワードと思われる重要な単語は、初出で原語を付した。改訂版で新しく加えられた文言のうち、重要なものには波下線を付す等の工夫をした。

各版の「序説」のパラグラフ毎に番号を打ったが、1879, 1883, 1891年の叙述と、1895, 1909年版のそれとに必ずしも対応しなくなり、1879, 1883, 1891年グループと、1895, 1909年グループとの二つのグループに別れる部分が出てくる。

1 初版（1879年）の序説

1, われわれのこの10年間の発展で、絶えず強まっていく精神的動搖と不安が、あらゆる社会階層の中に、目打ってきており、多くの問題が浮かび上がってその解決のために賛否両論がた

たかわされている。そのもっとも重要な問題の一つが疑いもなく、いわゆる女性問題（Frauenfrage）である。

2，人類（Menschengeschlecht）の半分に、——この半分とは、その正しい意味を私たちに詳論することになる確実な事実と数値によれば、半分以下ではなく、半分以上と見なされるのであるが——、われわれの社会的政治的組織において、人間性（Menschheit）の健全で調和のとれた発達、すなわち健康な文化的発達をも総じて保証するべきであるなら、現在どのような地位をしめているか、そして将来においてしるべきか、またしめなければならないか、を確認することにその論議や解決が従事してきた問題、この問題は、非常に重要で、まこと「貴族の労働」にあたいするほどなのである。

3，もちろん、女性問題においても、すべての他の現代の社会問題と同じように、その時々の一般的社会的政治的立脚点から問題をとりあげ、評価し、その解決手段を提案するさまざまな党派がある。あるものは、女性問題は、特に労働者大衆が運動している大きな社会問題と全く同じであって、独自の女性問題はないと主張する。それは、女性が今も将来も占めてきた地位は、女性の性質や天職と呼ばれてきたところのものによるのと同じように、これまでの文化史の経過を通じてそのように定められて来たものだからだ、というのである。女性は、子どもを産んだり、教育したり住まいを整えたりしていればよく、わが家の外で、あるいは彼女たちの家庭的義務と深く密接な明白な関連もなしに起こる他の事柄は、いっさい気に掛けないよう、夫の主婦（Hauswirtin）でありさえすればよいのである。

4，こうした見解の信奉者は、考えられる通り、てつとり早い回答をもちあわせていて、それで片付いてしまったと思っている。何百万人もの

女性たちは、本来、彼女たちに要求されている一家の主婦や子産み（Kindergebäerin）の役としての「天職」を、後に詳細に展開される理由から、全くできる状態にないということ、また他の何百万人もの女性たちは彼女たちにとつて結婚は束縛と奴隸制度になってしまい、しかも窮屈と困苦のうちに生活を引きずって行かなければならぬので、この職分のかなりの部分を果たせないでいるということ、これをすべて、これらの賢者たちは心にかけない。彼らは、この不快な事実にたいしては、プロレタリアの窮屈にたいする場合とまったく同じように、「いつも」そうであったし、また、「いつまでも」そのままであると肩をすくめ、自他ともになぐさめることによって、強引に目や耳をふさいでいる。

5，他の者は、雄弁な事実の前にさすがに目や耳をとじることはできない。彼らは、過去のいかなる時代にも現在ほど、女性の大部分が文化の発展全体にくらべて不満足な状態にあったことはなかったということ、そしてどのような方法で女性の状態を向上させるかを研究することが必要だということ、とりわけ、女性が自活して暮らしている限りでは、彼女たちに、物質的に可能な限り自立した地位が確保されるべきであることは、これを認めるにやぶさかではない。

6，この目的のために、彼らは、女性のために、彼女たちが男性と競争できるように、彼女たちの力量と能力に適したすべての職場が開放されるように要望する。彼らのなかで進んだものは、この競争は単にあたりまえの手仕事やいわゆる下級の精神的作業や職業に限られるべきものではなくて、より高級な職業、つまり芸術や科学の領域にまでも拡大されるべきであると要求する。彼らは、あらゆる高等な教育施設における女性の就業の許可、ことにまた、これまで、排他的に男性に開かれていた大学への入学許可を

要求する。とりわけ、特に女性に適しているさまざまな教授科目、薬学関係職、そして公務員（郵便、電話、鉄道業務）がそれである。そしてこうした関係では、特に、アメリカ合衆国において女性を使用することによってすでにあげた実際の成果を指摘しさえもする。今日なお少数者であるこうした党派は、女性は男性同様、よき人間(Mensch)であり国民(Staatsangehöriger)であるという根拠をもって、女性のための男性と同じ政治的権利要求をも提出してきている。そして男性による従来の排他的な法の運用と立法とは、男性がその特権をあくまで、自分たちの専用の利益のためにのみ利用し、すべての点で女性を後見してきてることを立証する。

7、この第二の党派は、第一に彼らの要求において今日の社会の枠を越え出ないという共通点を持っている。彼らは、彼らによって追求された目的が達成されたとしても、女性の状態や地位が真に充分に、根本的に改善されることができるかどうかという問題はまじめにとりあげない。女性が普通の営業職や工業職種に自由につくことを許容することが問題になる限りでは、この目標は、庶民の女性にとって事实上達成されているが、しかし、労働力の競争戦がますます手におえない状態になり、その必然的な結果は、賃金、俸給あるいはサラリーだけにたよっている両性の収入の減少であるという所与の社会的状況のもとでは、特別の意味をもっている。8、困窮した中流階級の数百人や数千人の女性たちが、高級な専門職についてたり、医者になつたり、官職に入り込んだり、あるいはまた何とかやっていけるだけの地位を得るという少数派のなかの一定多数の目標が到達されるのに対して、女性の大多数の状態はがら改善されず、問題はそれをあっても何ら解決に向かうようには思われないのである。女性世界においても、男性世界の多数においても、断片的な、中途は

んばな解決には熱が入らない。だから小さな目的に味方しないし、多くの人々はそれで夢中にならない。しかし、支払のよい有力な地位に女性が入り込む際に、自分とその息子たちにとつてもっとも不快な競争を認めることになる男性社会のあの勢力のある層が、後者のように、そのような問題の解決に力をつくすことこそありえないことであろう。こうしたことに対するは、あらゆる手段をもって、そして、すでに経験が教えたように、決してまともでも正直でもないやりかたで抵抗するだろう。この上流階級の男性社会は、実際、女性がすべていわゆる低級な職業に溢れている時も、それに異議を申し立てる必要はない。彼らは、そのことが労働力を安くするので、これを全く秩序ある常態とみなし、それを黙認する。しかし、女性は、彼らの中へ、すなわち男性たちの中へ入って、高級な社会的職務上の地位につくことを望むことが許されないのである。その時に、風潮は反対に向くのである。9、今日の国家は、すでに経験したことからみても、女性を一般に公務員にすることをいささかも考えがおよぶことはなかったし、ましてや、彼女が彼女の能力を申し分なくそれに役立たせたいと思っても、高等な地位につくことはありえないことであった。

10、国家は、上流階級と結びついて、低い階級にとっての競争や、自営層や労働者層に対するあらゆる制限を取り払った。しかし、高等な職業領域に関しては、彼はむしろ、制限を低めるよりは強化する努力をした。彼らの見解からして「お呼びでない者」("Unberufene")が、張られた遮断機を思いきって搖さぶるなら、それに対して、いかに断固として、学者や高級公務員、医者や法律家が身を守るかを見る時、部外の者には全く奇妙な印象を与える。しかし特に、女性は、これらの人々にあっては、すべての中でもっともお呼びでない者と見なされている。

これらの人々は、彼らは、彼らのみが持っていると信じている精神的理解力は、彼らの見解によれば全く例外的にのみ存在するものであり、普通の人の子は修得できず、女性はそんなことは全くできるはずのないものであるから、自分のことを、「神からの恩寵」と見なしている。

11, もし、本書が、今日の社会の基礎の上で、社会的政治的諸領域での女性の男性との完全な同権の必要性を説明する以上に何もさらに扱うことをするべきでないならば、私はこの仕事を断念する方がよいということは、こうした解説の後では今やすでに明白である。なぜなら、本書は、はんぱなままであり、問題の真の解決をもたらさないであろうからである。女性問題の完全にして十全な解決——それは、女性が男性に対して単に立法によって平等になるだけではなく、経済的自由や男性からの独立においてもまた、そして、精神面の教育においても男性に可能な限り匹敵するということを理解する事であるが——は、今日の社会的政治的諸制度のもとでは、労働問題の解決と同じく不可能である。

12, このことに関する叙述は、私に、次のように言明させざるをえなくする。私と意見を同じくするもの、社会主義者たちは、こうした諸説に、その全体において賛同するだろう。しかし、私は、これを、どのようにして私がそれを実現すると考えているかという方法とやり方について、仮にも説明することができない。それゆえ、私は、読者、特に私に反対意見をもつものが、続く詳論を、私の個人的見解と考えて下さるよう懇願する。そして、そこに起こり得る攻撃もまた、ひとえに私個人にたいして向けることを願う。その際、私はただ、攻撃にあっては、まともなものであること、私の言葉をねじまげないこと、そして中傷をやめること、という唯一の希望をのべておく。たいていの読者は、このことを本来自明の事と思うだろう。ひとり私だ

けが、長年の経験にもとづいて、私の敵対者諸氏の誠実さとはどのような具合のものであるかを知っている。私は、私がここで明言した要求にもかかわらず、そのことが、その確実な部分から実施されるかどうか非常に強く疑っている。読者の本性がぜひそうし向けるようにしていただきたい。私は、この叙述では、事實を検討することによって獲得された結果が必要とするすべての結論を、たとえもっとも表面的なものでも引き出す事にする。

訳者注：初版の「序説」は12パラグラフからなっている。変動する社会にあって、社会問題のなかの重要な問題のひとつが「女性問題」であるということ、結婚は東縛と奴隸制度になって、女性の「天職」を果たす場は、プロレタリアには存在しないこと、より高級な仕事、大学への入学許可の要求、女性を公務員にすべきだという要求、男女の労働力の競争戦、女性問題の解決が当時の社会的政治的諸制度のもとでは、不可能であるということを社会主義者は理解するという叙述は、初版から30年引き継がれるものであることがわかる。

2 第2版（1883年）の序説

1, われわれのこの10年間の発展で、あらゆる社会階層の中に、絶えず強まっていく精神的動搖と不安が目だってきている。多くの問題が浮かび上がってその解決のために賛否両論がたたかわされている。もっとも重要な問題の一つが疑いもなく、いわゆる女性問題である。

2, 女性が、人間社会の完全な、男性と同等な権利と、有能な働きをする一員となり、女性の力や資質が、完全に、あらゆる方面にわたって発達するためには、女性はわれわれの組織においてどのような地位をしめるべき

なのかという問題は、自由な人間性や、社会の肉体的・社会的健全さが、ありとあらゆる種類の圧迫や搾取や、困苦、窮乏にとってかわるために、人間社会は主にどのような形態と組織を保持しなければならないかという問題にひとしい。つまり、いわゆる女性問題は、現在、すべての人々の頭と精神を揺さぶっている、一般的な社会問題の一側面にすぎないのであって、女性問題は、社会問題とともにのみ、その最終的な解決をみることができるのである。

3、女性問題にとって、さしあたり関心をもたれている女性は、少なくともヨーロッパでは人類社会の過半数をしめているという事実が、おのずと、この問題の特別の扱いが必要な事を正当化する。それはたしかに「貴族の労働」にも値する。

4、もちろん、女性問題においても、社会問題一般と同じように、その時々の社会的政治的立脚点から問題をとりあげ、評価し、それによって解決手段を提案するさまざまな党派がある。あるものは、女性問題は、特に労働者大衆が運動している社会問題と同じであって、独自の女性問題はないと主張する。女性は今も将来も、彼女を妻や母となるように定め、家庭的なものの範囲に制限する「天職」によってさし示されているからである。彼女たちのわが家の外で、あるいは彼女たちの家庭的義務ともっとも密接な明かな関連もなしにおこる事柄は、彼女たちには何の関係もないのだというのである。

5、こうした見解の信奉者は、考えられる通り、てつとり早い回答をもちあわせていて、それで片付いてしまったと思っている。何百万人もの女性たちは、本来、彼女たちに要求されている一家の主婦や子産みの役としての「天職」を、後に詳細に展開される理由から全くできる状態にないということ、また他の何百万人もの女性たちは彼女たちにとって結婚は束縛と奴隸制度

になってしまい、しかも窮乏と困苦のうちに生活を引きずって行かなければならぬので、この職分のかなりの部分を果たせないでいるということ、これを、これらの賢者たちは心にかけない。彼らは、この不快な事実にたいしては、プロレタリアの窮乏にたいする場合とまったく同じように、「いつも」そうであったし、また、「いつまでも」そのままであると自他ともになぐさめることによって、強引に目や耳をふさいでいる。彼らは、女性 (Frau) が男性 (Mann) と同じく、文化の成果の分け前をうけとり、それを彼女たちの状態の緩和と改善のために利用し、また彼女たちの精神的、肉体的能力を良好に発達させて、彼女たちの最上のものに役立てる権利をもっているということを聞きたくない。女性が、もはや、他の性の「好意」や「慈悲」に依存することのないように、肉体的、精神的にも独立することができるためには、物質的にもまた独立しようとしているということを聞こうものなら、彼らは堪忍袋の緒は切れる。彼らの怒りは爆発し、「時代の狂気」や「時代のきちがいじみた解放努力」について猛烈な非難と誹謗の嵐がこれに継ぐ。

6、彼らは、その偏見のせまい枠から抜け出そうとしない男性と女性のわからず屋なのである。それは薄暗さが支配しているところにはどこにでもいて、ひとすじの光線でもその快適な暗闇にさしこんでくると、ぎょっとして大声をあげる小ミミズクの種族である。

7、他の者は、雄弁な事実の前にさすがに目や耳をとじることはできない。彼らは、過去のいかなる時代にも現在ほど、女性の大部分が文化的な発展全体にくらべて不満足な常態にあったことはなかったということ、だから女性が自活して暮らしている限りでは、女性の状態を向上させる方法を研究することが必要だということは、これを認める。しかし、反対者のこの一派

にとては、結婚にたどりついてしまっている女性の場合には社会問題は解決してしまっているように思えるのである。

8、それゆえ彼らは、女性のために、彼女たちが男性と競争できるように、彼女たちの力量と能力に適した職場が開放されるように要望する。彼らのなかで進んだものは、この競争は単に下級の作業や職業に限られるべきものではなくて、より高級な職業、つまり芸術や科学の領域にまでも拡大されるべきであると要求する。彼らは、あらゆる高等な教育施設における女性の就業の許可、ことにまた、これまで、女性にまだ閉ざしていた大学への入学許可を要求する。彼らはさらに、特にそのために女性が適している公務（郵便、電話、鉄道業務）への就職の許可を推奨して、ことに、アメリカ合衆国において女性を使用することによってあげた実際の成果を指摘しさえもする。そのなかの少数の人々はまた、女性のための政治的権利要求をも出す。女性も男性と同じように、人間であり国民であるが、しかも男性による従来の排他的な法の運用と立法とは、男性がその特権をあくまで、自分達の利益のためにのみ利用し、すべての点で女性を後見してきてることを証明しており、このことこそ将来阻止されなければならないというのである。

9、ここで、簡単に明らかにしたこれらの努力の注目すべき点は、この努力が今日の社会秩序の枠外に飛び出るものではないということである。こうした目的が達成されたとしても女性の状態や地位が充分に、根本的に改善されるかどうかという問題はだされない。女性が営業職や工業職種に自由につくことを許容することが問題になる限りでは、この目標は事实上達成されているが、しかし、所与の社会的状況のもとでは、労働力の競争戦がますます手におえない状態になり、その必然的な結果は、賃金や俸給だ

けにたよっている両性の収入の減少であるということを、人は知らないでいる。

10、目標におけるこのような不十分さと不明確さは、これまで、「女性問題」がほとんど、もっぱら、彼女たちが生きている狭い範囲にのみ目をむけており、根本的にはこうした彼女たちの要求のみを認めさせようとする、上流階級の女性によって取り上げられていたということから説明される。しかし、困窮した中流階級の数百人や数千人の女性たちが、高級な専門職についてたり、医者になったり、官職に入り込んだり、そしてそこで何とかやっていけるだけの地位を得るかどうかということは、女性の全体の状態に何の変化もたらさない。男性による性支配や、大多数の物質的従属や、今日の結婚の中で、あるいは買売から結果する性的奴隸状態も、それによっては廃止されないのである。問題はそれでは何ら解決されないのである。女性世界の多数は、断片的な、中途はんぱな解決には熱中しないし、小さな目的を暖めたりはしない。多くの人々はそれで夢中にならない。しかし、支払のよい有力な地位に女性が入り込む際に、自分とその息子たちにとってもっとも不快な競争を認めることになる男性社会のあの勢力のある層が、そのような問題の解決に力をつくすことこそありえないことであろう。こうしたことに対する対策としては、あらゆる手段をもって、そして、すでに経験が教えたように、かならずしもまとまでも、正直でもないやりかたで、抵抗するだろう。この上流階級の男性社会は、実際、女性がすべていわゆる低級な職業に溢れている時も、それに異議を申し立てる必要はない。彼らは、そのことが労働力を安くするので、これを全く秩序ある常態とみなし、それを黙認する。しかし、女性は、彼らの中へ、すなわち男性たちの中へ入って、高級な社会的職務上の地位につくことを望むことが許されないのである。その時に、

彼らの見解は変わるので。

11, 今日の国家は、すでに経験したことからみても、女性をさらに公務員にすることをいささかも考えがおよぶことはなかった。ましてや、彼女が彼女の能力を申し分なくそれに役立たせたいと思っても、高等な地位につくことはありえない事であった。

12, 国家と上流階級は、労働者階級の競争にたいするあらゆる制限を取り払った。しかし、高等な職業領域に関しては、彼らは制限を強化する努力をした。「お呼びでない者」が、張られた遮断機を思いきって搖さぶるなら、いかに断固として、学者や高級公務員、医者や法律家が身を守るかを見ることは、部外の者には奇妙な印象を与える。しかし、女性は、これらの人々にあっては、すべての中でもっともお呼びでない者と見なされている。これらの人々は、彼らは、彼らが持っていると信じている精神的理解力は、彼らの見解によれば全く例外的にのみ存在するものであり、普通の人の子や特に女性はそのような地位につくべきでないものであるので、自分のことを、「神からの恩寵」と見なしている。

13, もし、本書が、今日の社会の基礎の上で女性の男性との同権の必要性を説明する以上に何もさらに目的としないというなら、この仕事を断念する方がよいということは明確である。本書は、はんぱなものとなり、問題の真の解決への方法を示しはしないだろう。女性問題の完全にして十全な解決——それは、女性が男性に対して単に立法によって平等になるだけでなく、経済的自由や男性からの独立においてもまた、そして、精神面の教育においても男性に可能な限り匹敵するということを理解する事であるが——は、今日の社会的政治的諸制度のもとでは、労働問題の解決と同じく不可能である。

14, こうして、私は、次のように言明せざるを

えない。

15, 私と意見を同じくするもの、社会主義者たちは、こうした諸説に賛同するだろう。しかし、私は、これを、どのようにして私がそれを実現すると考えているかという方法とやり方について仮にも云うことができない。読者は、ことに
私に反対意見をもつものは、続く詳論を、私の個人的見解と見なそうとする。そして、そこに起り得る攻撃もまた、ひとえに私個人にたいしてむけようとする。その際、私はただ、攻撃にあっては、まともなものであること、私の言葉をねじまげないこと、そして中傷をやめること、という希望をのべておく。たいていの読者は、これを自明の事と思うだろう。ひとり私が、長年の経験にもとづいて、私の敵対者諸氏の誠実さとはどのような具合のものであるかを知っている。私は、私が明言した要求にもかかわらず、同じことが、その確実な部分から実施されるかどうか非常に強く疑っている。読者の本性がぜひひしづむけるようにしていただきたい。私は、この叙述では、事実を検討することによって獲得された結果が必要とするすべての結論を、たとえもっとも表面的なものでも引き出す事にする。

訳者注：この版の「序説」は15パラグラフからなっている。大筋において初版と変わらないが、第2、第5、第6パラグラフが詳しくなり、文章・語句も初版のわかりにくい箇所をわかりやすく工夫しているのがわかる。

3 第9版（1891年）の序説

1, われわれのこの10年間の発展で、社会のすべての側面で、常に強まっていく精神的動揺と

不安、すなわち、社会が却下の土台を揺さぶっていると感じられる兆候が目だってきている。ますます多くの問題が浮かび上がってき、その解決に関して賛否が争われている。その中で最も重要なものの一つが疑いもなくいわゆる女性問題である。

2、ここで問題となるのは、女性が、人間社会の完全な、男性と同等な権利と、有能な働きをする一員となり、女性の力や資質が、完全に、あらゆる方面にわたって発達することができるためには、女性はわれわれの組織においてどのような地位をしめればよいのかということである。われわれの立場からいえば、この問題は、自由な人間性や、社会の肉体的・社会的健全さが、ありとあらゆる種類の圧迫や搾取や、困苦、窮乏にとってかわるためには、人間社会は主にどのような形態と組織を保持しなければならないかという他の問題に相当する。つまり、いわゆる女性問題は、われわれにとっては、現在、すべての人々の頭と精神を揺さぶっている、一般的な社会問題の一側面にすぎないのであって、女性問題は、社会問題とともにのみ、その最終的な解決をみることができるのである。

3、それにもかかわらず、いわゆる女性問題を特別に扱う事は必要に思われる。まず第1に、女性（Frau）の地位は、普通に想像されているよりも、社会発展の経過の中で全く異なったものであったし、今もそうであるからであり、またしかし、現在も、未来も女性の地位に関する問題は、ヨーロッパでは、女性（weibliche Geschlecht）が総じて人口の過半数をしめているのだから、少なくともヨーロッパにおいては最も直接的に人類社会の過半数に関わる事であるからである。

4、さらに、女性問題の場合にも、社会問題と同じように、その時々の社会的政治的立脚点から問題をとりあげ、評価し、それによって解決

手段を提案するさまざまな党派がある。あるものは、女性問題は、特に労働者大衆が運動している社会問題と同じで、特別に女性問題はないとして主張する。なぜなら、女性は今も将来も、彼女が妻や母となるように定め、家庭的なものの範囲に制限する「天職」によってさし示されているからである。彼女たちのわが家の外で、あるいは彼女たちの家庭的義務ともっとも密接な明かな関連もなしにおこる事柄は、彼女たちには何の関係もないのだというのである。

5、こうした見解の信奉者は、考えられる通り、てつとり早い回答をもちあわせていて、それで片付いてしまったと思っている。しかし、今日何百万人もの女性たちは、本来、彼女たちに要求されている一家の主婦、子産みや子育て（Kindererzieherin）役としての「天職」を、後に詳細に展開される理由から全くできる状態にないということ、また他の何百万人もの女性たちは彼女たちにとって結婚は束縛と奴隸制度になってしまい、しかも窮乏と困苦のうちに生活を引きずって行かなければならないので、この職分のかなりの部分をはたせないでいるということ、これを、これらの賢者たちは、数え切れ
ない何百万人の女性たちがやっと露命をつなぐために様々な生業に従事して、しばしば不自然
きわまるやり方で彼女たちの力の限界をはるかに超えてあくせく働くなければならないということと同じように心にかけない。彼らは、この不快な事実にたいしては、プロレタリアの窮乏にたいする場合とまったく同じように、「いつも」そうであったし、また、「いつまでも」そのままであろうと自他ともになぐさめることによって、強引に目や耳をふさいでいる。女性が男性と同じように、現代の文化の成果の分け前をうけとり、それを彼女たちの状態の緩和と改善のために利用し、また彼女たちの精神的、肉体的能力を発達させて、彼女たちの最上のもの

に役立てる権利をもっているということ、それについても知ろうとしない。女性が、もはや、他の性の「好意」や「慈悲」に依存することのないように、肉体的、精神的にも独立することができるためには、経済的にもまた独立しなければならない、ということを聞こうものなら、彼らは堪忍袋の緒をきつてしまふ。彼らの怒りは爆発し、「時代の狂気」や「時代のきちがいじみた解放努力」について猛烈な非難の嵐がこれに継ぐ。

6、彼らは、その偏見のせまい枠から抜け出そうとしない男性と女性のわからず屋なのである。それは薄暗さが支配しているところにはどこにでもいて、ひとすじの光線でもその快適な暗闇にさしこんでくると、ぎょっとして大声をあげる小ミミズクの種族である。

7、他の者は、雄弁な事実の前にさすがに目や耳をとじることはできない。彼らは、過去のいかなる時代にも現在ほど、女性の大部分が文化の発展全体にくらべて不満足な常態にあったことはなかったということ、だから女性が自活して暮らしている限りでは、女性の常態を向上させる方法を研究することが必要だということは、これを認める。しかし、反対者のこの一派にとっては、結婚にたどりついてしまっている女性の場合には社会問題は解決してしまっているように思えるのである。

8、それゆえこの一派は、女性のために、彼女たちが男性と競争できるように、彼女達の力量と能力に適した職場が開放されるように要望する。いくらか進んだものは、この競争は単に下級の作業や職業に限られるべきものではなくて、より高級な職業、つまり芸術や科学の領域にまでも拡大されるべきであると要求する。彼らは、あらゆる高等な教育施設における女性の就業の許可、ことにまた、これまでたいていの国で、女性にまだ閉ざしていた大学への入学許

可を要求する。彼らはさらに、特にそのために女性が適している公務（郵便、電話、鉄道業務のある部門）への就職の許可を推奨して、ことに、アメリカ合衆国において女性を使用することによってあげた実際の成果を指摘しさえもする。そのなかの少数の人々はまた、女性のための政治的権利要求をも出す。女性も男性と同じように、人間であり国民であるが、しかも男性による従来の排他的な法の運用と立法とは、男性がその特権をあくまで、自分達の利益のためにのみ利用し、すべての点で女性を後見していることを証明しており、このことこそ将来阻止されなければならないというのである。

9、ここで、簡単に明らかにしたこれらの努力の注目すべき点は、この努力が今日の社会秩序の枠外に飛び出るものではないということである。こうした目的が達成されたとしてもこれによつて、女性の状態や地位を根本的に改善するに充分であるかどうかという問題はだされない。女性が営業職や工業職種に自由につくことを許容することが問題になる限りでは、この目標はすでに事実上達成されているし、また、支配階級の側から、彼ら自身の利益のために極力奨励されているということ、しかし、所与の社会的状況のもとでは、女性があらゆる工業活動や営業活動に従事するのを許すことを意味し、労働力の競争戦をますます手におえない状態にさせ、それによる必然的な結果は、賃金や俸給だけにたよっている両性の収入の切り下げであるということを、人は知らないでいるかあるいはわざと見過ごすかしている。

10、目標におけるこのような不十分さと不明確さは、これまで、「女性問題」がほとんど、もっぱら、彼女たちが生きてきた狭い範囲にのみ目をむけており、根本的にはこうした彼女たちの要求のみを認めさせようとする、上流階級の女性によって取り上げられていたということか

ら説明される。しかし、圧迫された中流階級の数百あるいは数千人の彼女たちの女性が、高級な専門職についたり、医者になったり、官職に入り込んだり、そしてそこで何とかやっていけるだけの地位を得るかどうかということは、問題になっている多数の女性大衆にとってはほとんどどうでもよいことである。こういうことは、女性の全体の状態に何の変化ももたらさない。男性による性支配や、女性の大多数の物質的従属や、今日の結婚の中で、あるいは買売から結果する性的奴隸状態も、それによっては廃止されないのであろう。問題はそれでは何ら解決されないのである。女性の状態一般は、そのような姑息な手段によっては、何も変わらない。それは、女性の多数もまた、そんなことのために熱中しない。他方で、ついにはっきり目につくようになつた動き、すなわち、支払のよい有力な地位に女性が入り込む際に、自分とその息子たちにとってもっとも不快な競争を認めることになる男性世界の中でのあの勢力ある層のはげしい妨害がみられる。こうしたことに対しては、あらゆる手段をもって、そして、すでに経験が教えたように、かならずしもまともでも、正直でもないやりかたで抵抗するのである。この男性社会は、女性がすべていわゆる低級な職業に溢れている時も、異議を申し立てる必要はない。彼らは、そのことが労働力を安くするので、これを全く秩序ある常態とみなし、それを黙認する。しかし、女性は、高等な社会的職務上の地位に進入しようと望むことを許されない。その時、彼らの矛盾と敵対がはじまるのである。

11、国家は、こうした男性社会によって影響されているので、過去の経験からみても、女性を国家公務員にしようとする傾向は本当に少なかった。高等な地位につくことは、女性がその能力を申し分なくそれに役立たせたいと思っていてもありえない事であった。

12、国家と上流階級は、労働者階級の競争にたいするあらゆる制限を取り扱った。しかし、高等な職業領域に関しては、彼らは制限を強化する努力をした。「お呼びでない者」が、張られた遮断機を思いきって搖さぶるなら、いかに断固として、学者や公務員、医者や法律家が身を守るかを見ることは、奇妙な印象を与える。しかし、女性は、これらの人々から、すべての中でもっともお呼びでない者と見なされている。これらの人々は、自分のことを「神からの恩寵」と見なしている。すなわち、彼らは、彼らが持っていると信じている精神的理解力を全く例外的にのみ存在するものであるので、普通の人の子や特に女性はそのような職業につく能力がないと考えているのである。

13、もし、本書が、今日の社会の基礎の上で女性の男性との同権の必要性を説明する以上に何もさらに目的としないというなら、私はこの仕事を断念するだろう。しかし、要するに問題の一つの解決への方法を見いだすことが重要である。女性問題の完全にして十全な解決——それは、女性が男性に対して単に立法によって平等になるだけでなく、経済的自由や男性からの独立においてもまた、そして、精神面の教育においても男性に可能な限り匹敵するということを理解する事であるが——は、今日の社会的政治的諸制度のもとでは、労働問題の解決と同じく不可能である。そして、女性問題の解決の方法は、労働問題の解決の方法でもあるだろう。女性問題と労働問題は、第1級の問題であり、それで、この問題の解決は人類の全文化的発達にとってもっとも大きな意味をもつ問題なのである。実際にこの問題の解決は、要するに今日ある文化問題の解決を意味するのである。

14、こうして、私は、次のように言明せざるをえない。

15、私と意見を同じくするもの、社会主義者た

ちは、こうした諸説に賛同するだろう。しかし、私は、これを、どのようにして私がそれを実現すると考えているかという方法とやり方について云うことができない。読者は、ことにそれに反対意見をもつものは、続く詳論を、私の個人的見解と見なそうとする。そして、そこに起これり得る攻撃もまた、ひとえに私個人にたいしてむけようとする。その際、私はただ、攻撃にあってはまともなものであること、私の言葉をねじまげないこと、そして中傷をやめることという希望をのべておく。たいていの読者は、これを自明の事と思うだろう。ひとり私だけが、長年の経験にもとづいて、私の敵対者の大部分の政治的誠実さとはどのような具合のものであるかを知っている。私は、私の勧告は、大多数のものによって、受け継がれるだろうとは思っていない事はなはだしい。私は、私が明言した要求にもかかわらず、同じことが、その確実な部分から実施されるかどうか非常に強く疑っている。読者の本性がぜひそうしむけるようにしていただきたい。私は、この叙述では、事実を検討することによって獲得された結果必要とされるすべての結論は、たとえもっとも表面的なものでも引き出すことにする。

訳者注：この版は1890年の「社会主義者鎮圧法」の廃止後だされたもので、この改訂第9版は、もっとも大きな改訂版と言われている。しかし、それは「序説」にはあまり反映していない。初版からここまで改訂においては、叙述の構成にそれほど大きな変化はみられない。この版の「序説」も15パラグラフであったが、次の版から、パラグラフは、これまでのそれと対応しなくなる。この版での「序説」の改正点は、人口を叙述する時、女性をweibliche Geschlechtという用語で表していること、女性の「天

職」を説明するくだりに、子産みに加えて子育てを入れたこと、等である。

4 第31版（1900年）の序説

1、われわれは、日ごとに進んでいく偉大な社会革命の時代に生きている。絶えず強まっていく精神的な動揺と不安が社会のあらゆる階層に著しくなって、根本的改革をせまっている。誰もが脚下の大地のぐらつきを感じている。多くの問題が起こってきて、ますます広い範囲の人の心をとらえ、その解決にかんして賛否両論がたたかわされている。ますます正面に出てきている問題のうちで、もっとも重要なものの一つがいわゆる女性問題である。

2、ここで問題となるのは、女性が人間社会の完全な、男性と同等な権利と、出来る限り有能な働きをする一員となるには女性はわれわれの組織においてどのような地位をしめればよいのか、つまり、どうすれば女性があらゆる方面にわたってその力と能力を発達させることができるかということである。われわれの立場からいえば、この問題は、何はともあれ、個人と社会の肉体的・社会的健全さが、圧迫や搾取や、困苦、窮屈にとってかわるために、人間社会は主にどのような形態と組織をとらなければならないか、というその問題（Frage）と同じなのである。つまり、女性問題は、われわれにとっては、現在、すべての人々の頭に一杯になっている、そしてすべての精神を揺さぶっている、一般的な社会問題の一側面にすぎない。だから、この問題は、社会的対立を廃止して、その対立から生じてくる害悪を取り除く事によってのみ、最終的な解決をみることができるのである。

3、とはいって、女性問題を特別に扱う事は必要である。まず第一に、女性の地位は過去にはどのようなものであったか、現在はどのようなものであるか、そして、将来はどのようなものに

なるであろうかという問題は、女性が人口の過半数をしめているのだから、ヨーロッパにおいては少なくとも、社会の過半数に関係した事である。しかし、これまで数千年の間に女性の社会的地位の上に起こっている発展についての説明もまた、事実にそぐわない事が多いので、現在と将来を理解するために、この点についての説明が必要になっている。しかも、あらゆるさまざまな層の人たちが、往々にして女性階層自身でさえ、ますます強まっていく運動を観察していくだけ偏見のかなりの部分は、無知と無理解とともにとづくものなのである。多くの人々は、女性問題などといいうものは存在しないのだ、といいうのは、女性がこれまでに占めてきたし、今もなお占め、また将来においても占めるであろう地位は、女性を妻となり母となるように定め、また、家庭的なもの範囲にとどめようとする、彼女たちの「天職」によってあたえられているからである、と主張しさえした。彼女たちのわが家の外で、あるいは彼女たちの家庭的義務と明らかに密接な関連もなしに、おこる事柄は、彼女たちには何の関係もないのだといいうのである。

4、だから、女性問題の場合にも、労働者階級の社会的地位が主要な役割を演じている一般的社会問題の場合とまったく同じように、さまざまな党派が対立しあっている。万事をもとのままにしておこうとする人たちは、手っとり早い返答をもちあわせていて、女性に彼女たちの「天職」を守れと命じることによって、この問題を片づけてしまったと思っている。彼らには次のことが、すなわち、今日何百万人もの女性たちは、本来、彼女たちに要求されている一家の主婦、子産みや子育て役としての「天職」を、後に詳細に展開される理由から全くできる状態にないということ、また他の何百万人もの女性たちは彼女たちにとって結婚は束縛と奴隸制度

になってしまい、しかも窮屈と困苦のうちに生活を引きずって行かなければならぬので、この職分のかなりの部分をはたせないでいるということがわからないのである。もちろん、これらの「賢者たち」は、こうしたことは、次のようなことと同じくいっこうに心にかけない。すなわち、数え切れない何百万人の女性たちがやつと露命をつなぐために様々な生業に従事して、しばしば不自然きわまるやり方で彼女たちの力の限界をはるかに超えてあくせく働くなければならないということである。彼らは、この不快な事実にたいしては、プロレタリアの窮屈にたいする場合とまったく同じように、「いつも」そうであったし、また、「いつまでも」そのままであろうと自他ともになぐさめることによって、強引に目や耳をふさいでいる。女性が男性と同じように、現代の文化の成果の十分な分け前をうけとり、それを彼女たちの状態の緩和と改善のために利用し、また彼女たちの精神的、肉体的能力を発達させて、彼女たちの最上のものに役立てる権利をもっているということ、をも知ろうとしない。さらに誰かがかれらにむかって、女性が、もはや、他の性の「好意」や「慈悲」に依存することのないように、肉体的、精神的にも独立することができるためには、経済的にもまた独立しなければならない、ともいおうものなら、彼らは堪忍袋の緒をきって、彼らの怒りを爆発させ、続いて「時代の狂気」や「時代のきちがいじみた解放努力」について猛烈な非難の嵐をまきおこすのである。

5、彼らは、その偏見のせまい棒から抜け出そうとしない男性と女性のわからず屋なのである。それは薄暗さが支配しているところにはどこにでもいて、ひとすじの光線でもその快適な暗闇にさしこんでくると、ぎょっとして大声をあげる小ミミズクの種族である。

6、運動に反対する別の一派は、雄弁な事実の

前にさすがに目をとじることはできない。彼らは、過去のいかなる時代にも現在ほど、女性の大部分が文化の発展全体にくらべて不満足な常態にあったことはなかったということ、だから女性が自活して暮らしている限りでは、女性の常態を向上させる方法を研究することが必要だということは、これを認める。しかし、反対者のこの一派にとっては、結婚にたどりついてしまっている女性の場合には社会問題は解決してしまっているように思えるのである。

7、それゆえこの一派は、少なくとも結婚していない女性のためには、彼女たちが男性と競争できるように、彼女たちの力量と能力に適した職場が開放されるように要望する。かれらのうちのあるものは、さらに進んで、この競争は下級の作業や職業に限られるべきものではなくて、より高級な職業、つまり芸術や科学の領域にまでも拡大されねばならないと要求する。彼らは、あらゆる高等な教育施設における女性の就業の許可、ことにまた、大学への入学許可を要求する。彼らはさらに、特にそのために女性が適している公務（郵便、電話、鉄道業務）への就職の許可を推奨して、ことに、アメリカ合衆国において女性のあげた実際の成果を指摘しさえもする。あれこれの人たちはまた、女性に政治的権利をあたえよとの要求を出す。女性も男性と同じように、人間であり国民であるが、しかも男性による従来の排他的な法の運用と立法とは、男性がその特権をあくまで、自分達の利益のためにのみ利用し、すべての点で女性を後見してきてることを証明しており、このことこそ将来阻止されなければならないということである。

8、ここで、簡単に明らかにしたこれらの努力の注目すべき点は、この努力が今日の社会秩序の枠外に飛び出るものではないということである。こうした目的が達成されたとしてもこれに

よって、総じて女性の状態にとって何か本質的に抜本的なことが達成されるかどうかという問題はだされない。市民的な、すなわち資本主義的な社会秩序の基礎の上で、完全な男女の市民的同権が、この問題の解決であるとみなされている。女性が営業職や工業職に自由につくことを許容することが問題になる限りでは、この目標は達成されているし、また、支配階級の側から、彼ら自身の利益のために極力奨励されているということを、人は知らないでいるかあるいはわざと見過ごすかしている。だが、所与の諸関係のもとでは、女性があらゆる工業活動や営業活動に従事するのを許すことは、労働力の競争戦をますます激化させ、手におえない状態にさせる結果になるし、それによる必然的な最終帰結は、賃金や俸給の形になりたっている、女性労働力と男性労働力の双方に対する収入の切り下げである。

9、こうした解決が当を得たものでありえないことは明らかである。女性の完全な市民的に平等な位置は、単に今日の社会秩序を基盤とするこれらの女性の努力に好意的態度をとる男性たちの究極目標であるばかりでなく、この運動の中にはいって活動しているブルジョア階級の女性たちからもそう認められている。したがって、これらのブルジョア階級の女性や、彼女たちと見解を同じくする男性たちは、彼らの要求の点でも、次のような男性世界にいる多数派とは対照的である。その男性世界では、一部は俗物的な偏狭さから、一部はより厳密にいえば、高等な研究や高級をとる公職に女性がつくのを許すことが問題となる限りでは、下劣な利己心から、つまり競争への恐れから、彼らに敵意をいたいでいる。しかし、根本的矛盾、すなわち、労働者階級と資本家階級の間にあるような階級対立は、これらのブルジョワ階級の男性層と女性層の間には存在しない。

10, ブルジョワ的な女性運動の主唱者が、男性との平等をめざす運動をすべて貫き通したとしても、無数の女性たちにとって今日の結婚が示している奴隸状態も、売買春も、結婚している大多数の妻たちのその夫たちへの物質的従属も、それによっては廃止されないであろう。より恵まれた境遇の社会階層に属する数千人あるいは数万人の彼女たちの同性が、高級な専門職についたり、医者になったり、あるいは何かの学級的生活に入ったり、官職につくかどうかということは、それによって、ジェンダー全体の状態に (an der Gesamtlage des Geschlechts) に変化はないのだから、大多数の女性たちにとっては、どうでもよいことなのである。

11, 女性大衆は、二重の関係で苦しめられている。第一に女性は、男性世界への社会的で共同的な従属 (die sozialen und gesellschaftlichen Abhängigkeit von der Männerwelt) のもとに苦しんでいる。そしてこの従属は、法の前や権利においてはなるほど形式的平等によって緩和されているが、取り除かれてはいない。さらに、一般に女性は、特にプロレタリア階級の女性は、プロレタリアの男性世界と同じくおかれている経済的従属によって苦しんでいる。

12, このことからすべての女性は、われわれの時代の文化的発達の経過によって、男性世界から抑圧され、支配され、虐げられている性として、彼女たちの社会的地位のちがいに関わりなく、現存の国家秩序と社会秩序の内部の法や制度の改革を通じてこの状態が変わり得る限りにおいて、その状態を取り除き、それを変革するために戦わなければならないということに関心をもつものだということが明らかになる。しかし、女性の大多数はまた、現存の国家秩序と社会秩序を、根本的に変革して、女性プロレタリアートをとことんやつれはてさせている賃金奴隸制度と、現在の所有一取得事情と最も深く結

びついている性的奴隸制度とを、等しく取り除くことにもっとも強い関心をよせる。

13, ブルジョワ的な女性運動のなかにいる女性たちの圧倒的部分は、そのような根底からの変革の必要性を理解しない。彼女たちは、自分たちの、恵まれた社会的地位に影響されて、先進的プロレタリア階級の女性運動のなかに、彼女たちが無視するか、場合によっては反駁しなければならない、危険な、よくある憎むべき努力を見て取るのである。一般の社会運動の中で、資本家階級と労働者階級の間を裂いている、そして、現代の諸関係が先鋭化するにつれてますます鋭くけわしい発展をとげていく階級対立は、したがって女性運動のなかにも現れ、目標と関与の仕方に、階級対立に対応する表出を見いだすのである。

14, それでもやはり、これらの反目しあっている姉妹たちは、階級闘争に分裂しあっている男性の世界よりははるかに多くの一連の共通点をもっているのであって、この共通点にたって、彼女たちは、わかれわかれに進む時でさえもなお連合して効果的に、闘争を行うことができるのである。共通点にたつこの戦いは、今日の国家秩序と社会秩序のもとにおける女性の、男性世界との同権が問題となる場合のすべての領域にわたる。すなわち、女性の力量と能力の及び得るすべての領域における、さらに、完全な、民法上および政治上の男女同権のためのあらゆる人間活動の領域における女性の活動がそれである。これは、非常に重要な、またのちに説明するであろうように、きわめて広範な領域にわたっている。それと同時に、プロレタリア階級の女性世界はなお、働く女性を肉体的、道徳的退廃から守り、彼女たちに、生活力を保証し、産婦として、子供たちの最初の教育者としての能力を保証するあらゆるどの対策と制度のためにも、プロレタリア階級の男性世界と手を組ん

でたたかうことに特別の利益をもっている。プロレタリア女性は、さらに進んで、すでに輪郭を示したように、人類のあらゆる文化的成果への関心を各人に認める社会的制度によって、両性の本当の経済的、精神的独立が可能となる状況を作り出すために、彼女たちの、階級を同じくし、運命を同じくする男性の同志たちとともに、社会を根本から変革するためのたたかいを引き受けなければならない。

15, したがって、ブルジョワ的女権論者が目的として追求しているような、現存の国家秩序と社会秩序の土台の上での男女同権を実現することだけではなく、さらに進んで、人間を人間に従属させ、したがってまた一方の性をも他方の性に従属させる一切の制限を取り除くことも重要なである。女性問題のこうした解決は、社会問題の解決とまったく軌道を同じくする。だから、女性問題を全面的に解決しようとする人は、全人類の文化問題としての社会問題の解決を旗印に掲げている人たちと、必要に迫られて手をたずさえて進まなければならぬ。すなわちそれが社会主義者たちであり、社会民主主義である。

16, 社会民主党は、現存するすべての党のうちで、女性の完全な同権、あらゆる従属と抑圧からの女性の解放をば、扇動しようとする理由からではなく、必要にもとづいて、原則的理由からその綱領のなかにとりいれているただ一つの党である。両性の社会的独立と平等なくしては、人類の解放はありえない。

17, 既述の根本的見解については、これまで、すべての社会主義者がわれわれと意見を同じくしてきたにちがいない。しかし、われわれがどのように究極の目標を実現すると考えているか、つまり、どのようにして、誰もが追求するすべての社会構成員の、とりわけ男女の独立と同権の基礎になる方策と制度とを作り出すかと

いうその方法と様式についてはそうではない。18, 現実の基盤を離れてひとたび未来図の描写にとりかかるや、瞑想の広漠たる分野が開けてくる。ありそうなことや、ありそうにないことについて、論争がはじまる。だから、この点について本書でのべてあることは、著者の個人的見解としかみなすことのできないものである。したがってまた、もし万一攻撃するのだったら、それはただ著者個人にのみむけられるべきである。著者がもっぱら、そこでの論争についての責任を負う。

19, 客観的な意図を持った攻撃は、われわれの歓迎するところである。本書の内容を眞実にもとるような仕方で述べたてるような、あるいは、偽りの誹謗をもとに加えたりする攻撃は、われわれは沈黙のまま見過ごすことにする。また、以下の叙述において、事実の検証によって獲得される結果が引き出される必要のある、すべての結論は徹底的にひきだされるであろう。偏見にとらわれぬことこそ、真理認識にとって第1の要件であり、また、現状はどうか、将来はどうであらねばならないか、についての遠慮のない見解表明こそが、目標に到達するただ一つの道なのである。

訳者注：これは、1895年の第25版の改訂をそのまま、示すものと考えられる。この版の「序説」は、19パラグラフからなる。この版で、第50版の「序説」の原型がつくられる。「ブルジョワ階級の女性」「ブルジョワ的な女性運動」「ブルジョワ女権論者」「労働者階級と資本家階級の間の対立」「社会民主主義」「社会民主党」という用語も初めて現れる。また、セックスという意味の性ではなくジェンダーを意味すると思われる Geschlecht の用語法が現れる。11パラグラフ・14パラグラフ冒頭、19パラグラフ締

めくくりの有名な文言も、この版ではじめて登場することに注目したい。

この後、1902年改定の第34版が入らなければならぬ。1902年改訂版は、「ゲリッセン女性史コレクション」にも、日本の図書館にも入っていない。本学図書館を通じてU.S.A.の図書館の入手情況を確認し、メリーランド大学図書館に依頼したが、入手できず、1997年1月現在、オハイオ州のマイアミ大学図書館に依頼中である*。しかし、本節第31版（1900年）と、次節、第50版（1909年）の序説にあまり変化がみられないで、中間の1902年第34版にはそれほど大きな改訂はないものと推測される。

5 第50版（1909年）の序説

1、われわれは、日ごとに進んで行く社会的大変革の時代に住んでいる。絶えず強まっていく精神的な動搖と不安が社会のあらゆる階層に著しくなって、根本的改革をせまっている。誰もが却下の大地のぐらつきを感じている。多くの問題が起ってきて、ますます広い範囲の人の心をとらえ、その解決に関して賛否両論がたたかわされている。ますます正面に出てきている問題のうちで、もっとも重要なものの一つが、女性問題である。

2、ここで問題となるのは、女性が人間社会の完全な、男性と同等な権利と、出来る限り有能な働きをする一員となるには女性はわれわれの組織においてどのような地位をしめればよいのか、つまり、どうすれば女性があらゆる方面にわたってその力と能力を発達させることができるかということである。われわれの立場からいえば、この問題は、個人と社会の肉体的・社会的健全さが圧迫や搾取や、困苦、窮屈にとってかわるためには、人間社会はどのような形態と組織をとらなければならないか、というその問

題と同じなのである。つまり、女性問題は、われわれにとっては、現在、すべての考える人々の頭に一杯になっている、そしてすべての精神を揺さぶっている、一般的な社会問題の一側面にすぎない。だから、この問題は、社会的対立を廃止して、その対立から生じてくる害悪を取り除く事によってのみ、最終的な解決をみることができるのである。

3、とはいって、女性問題を特別に扱う事は必要である。まず第一に、女性の地位は過去にはどのようなものであったか、現在はどのようなものであるか、そして、将来はどのようなものになるであろうかという問題は、女性が人口の過半数をしめているのだから、少なくともヨーロッパにおいては、社会の過半数に關係した事である。次に、これまで数千年の間に女性の社会的地位の上に起こっている発展についての説明は、事実にそぐわない事が多いので、この点についての説明が必要になっている。しかも、あらゆるさまざまな層の人たちが、往々にして女性階層自身でさえ、ますます強まっていく運動を観察するにあたっていだく偏見のかなりの部分は、女性の地位についての無知と無理解とともにとづくものなのである。多くの人々は、こう主張しさえもする。すなわち、女性問題などというものは存在しないのだ。というのは、女性がこれまでに占めてきたし、また将来も占めるであろう地位は、女性を妻となり母となるように定め、また、家庭的なものにとどめようとする、彼女たちの「天職」によって、あたえられているからである。彼女たちのわが家の外で、あるいは彼女たちの家庭的義務となんらの深い関連もなしに、おこる事柄は、彼女たちには何の関係もないのだというのである。

4、だから女性問題の場合にも、労働者階級の社会的地位が主要な役割を演じている一般的社会問題の場合とまったく同じように、さまざま

な党派が対立しあっている。万事をもとのままでおこうとする人たちは、手つとり早い返答をもちあわせていて、女性に彼女たちの「天職」を守れと命じることによって、この問題を片づけてしまったと思っている。彼らには次のことが、すなわち、何百万人もの女性たちは、本来、彼女たちに要求されている一家の主婦、保育や子育て役としての「天職」を、後に詳細に展開される理由から全くできる状態にないということ、また他の何百万人もの女性たちは彼女たちにとって結婚は束縛と奴隸制度になってしまい、しかも窮屈と困苦のうちに生活を引きずって行かなければならぬので、この職分のかなりの部分をはたせないでいるということがわからないのである。もちろん、これらの「賢者たち」は、こうしたことは、次のようなことと同じくいっこうに心にかけない。すなわち、何百万人の女性たちがやっと露命をつなぐために様々な生業に従事して、しばしば不自然きわまるやり方で彼女たちの力の限界をはるかに超えてあくせく働くなければならないということである。彼らは、この不快な事実にたいしては、プロレタリアの窮屈にたいする場合とまったく同じように、「いつも」そうであったし、また、「いつまでも」そのままであろうと自他ともになぐさめることによって、目や耳をふさいでいる。女性が男性と同じように、現代の文化の成果の十分な分け前をうけとり、それを彼女たちの状態の緩和と改善のために利用し、また彼女たち全ての精神的、肉体的能力を発達させて、彼女たちの最上のものに役立てる権利をもっているということ、をも知ろうとしない。そしてさらに誰かがかれらにむかって、女性が、もはや、他の性の好意や慈悲に依存することのないように、肉体的、精神的にも独立するためには、経済的にもまた独立しなければならない、といおうものなら、彼らは堪忍袋の緒をきって、彼

らの怒りを爆発させ、続いて「時代の狂気」や「時代のきちがいじみた解放努力」について猛烈な非難の嵐をまきおこすのである。

5、彼らは、その偏見のせまい枠から抜け出すことのできない男性と女性のわからず屋なのである。それは薄暗さが支配しているところにはどこにでもいて、ひとすじの光線でもその快適な暗闇にさしこんでくるやぎょっとして大声をあげる小ミミズクの種族である。

6、運動に反対する別の一派は、さすがに、雄弁な事実の前に目をとじることはできない。彼らは、過去のいかなる時代にも現在ほど、女性の大部分が文化の発展全体にくらべて不満足な常態にあったことはなかったということ、だから女性が自活して暮らしている限りでは、女性の常態を向上させる方法を研究することが必要だということは、これを認める。しかし、反対者のこの一派にとっては、結婚にたどりついてしまっている女性の場合には社会問題は解決してしまっているように思えるのである。

7、だからこの一派は、結婚していない女性のためには、彼女たちが男性と競争できるように、彼女たちの力量と能力に適した職場が解放されるように要望する。かれらのうちの多くのものは、さらに進んで、この競争は下級の作業や職業に限られるべきものではなくて、より高級な職業、つまり芸術や科学の領域にまでも拡大されるべきであると要求する。彼らは、あらゆる高等な教育施設における女性の就業の許可、ことにまた、大学への入学許可を要求する。彼らはさらに、公務（郵便、電話、鉄道業務）への就職の許可をも推奨して、ことに、アメリカ合衆国において女性のあげた成果を指摘しさえもする。あれこれの人たちはまた、女性に政治的権利をあたえよとの要求を出す。女性も男性と同じように、人間であり国民であるが、しかも男性による従来の排他的な法の運用と立法と

は、男性がその特権をあくまで、自分達の利益のためにのみ利用し、すべての点で女性を後見してきていることを証明しており、まさに、このことこそ阻止されなければならないというのである。

8、ここで、簡単に明らかにしたこれらの努力の注目すべき点は、この努力が今日の社会秩序の枠外に飛び出るものではないということである。これによって、総じて女性の状態にとって何か本質的で抜本的なことが達成されるかどうかという問題はだされない。市民的な、すなわち資本主義的な社会秩序の基礎の上で、男女の市民的同権が、この問題の最終的な解決であるとみなされている。女性が営業職や工業職に自由につくことを許容することが問題になる限りでは、この目標は達成されているし、また、支配階級の側から、彼ら自身の利益のために極力奨励されているということを、人は知らないでいるかあるいはわざと見過ごすかしている。だが、所与の諸関係のもとでは、女性があらゆる工業活動や営業活動に従事するのを許すことには、労働力の競争戦をますます激化するという結果になるし、その最終帰結は、賃金や俸給の形をとっている、女性労働力と男性労働力の双方に対する収入の切り下げである。

9、こうした解決が当を得たものでなければならないことは明らかである。女性の完全な市民的に平等な位置は、単に今日の社会秩序を基盤とするこれらの女性の努力に好意的態度をとる男性たちの究極目標であるばかりでなく、この運動の中で活動しているブルジョア階級の女性たちからもそう認められている。したがって、これらのブルジョア階級の女性や、彼女たちと見解を同じくする男性たちは、彼らの要求の点でも、次のような男性世界にいる一部のものとは対照的である。その男性世界では、俗物的な偏狭さから、そして高等な研究や高級をとる公職に女

性がつくのを許すことが問題となる限りでは、下劣な利己心や競争への恐れから、運動に敵意をいだいている。しかし、労働者階級と資本家階級の間にあるような階級対立は存在していない。

10、ブルジョワ的な女性運動が男性との平等をめざす運動をすべて貫き通したとしても、無数の女性たちにとって今日の結婚がまさにそうである奴隸状態も、売買春も、大多数の妻たちのその夫たちへの物質的従属も、それによっては廃止されないであろう。より恵まれた境遇の社会階層に属する数千人の彼女たちの同性が、高級な専門職についたり、医者になったり、あるいは何かの学級的生活に入ったり、官職につくかどうかということは、大多数の女性たちにとっては、どうでもよいことなのである。それによつて、性全体の状態に変化はないのである。

11、女性大衆は、二重の関係で苦しめられている。第一に女性は、男性世界への社会的で共同的な従属のもとに苦しんでいる。——この従属は法の前や権利においてはなるほど形式的平等によって緩和されているが、取り除かれてはいない——。そして、一般に女性は、特にプロレタリア階級の女性は、プロレタリアの男性世界と同じ状態におかれている経済的従属によって苦しんでいる。

12、このことからすべての女性は、われわれの時代の文化的発達によって、男性世界から支配され、虐げられている性として、彼女たちの社会的地位のちがいに関わりなく、現存の国家秩序と社会秩序の法や制度を改革してこの状態ができるだけ取り除くことに関心をよせるものだということが明らかになる。しかし、女性の大半はまた、現存の国家秩序と社会秩序を、根本的に変革して、女性プロレタリアートをもつともやつれはてさせている賃金奴隸制度と、現在の所有一取得事情と最も深く結びついている

性的奴隸制度とを、等しく取り除くことにもっとも強い関心をよせる。

13, ブルジョワ的な女性運動のなかにいる女性たちは、そのような根底からの変革の必要性を理解しない。彼女たちは、自分たちの、恵まれた地位に影響されて、先進的プロレタリア階級の女性運動のなかに、彼女たちが反駁しなければならない、危険で同意できない力を見て取るのである。資本家階級と労働者階級の間を裂いている、そして、現代の諸関係が先鋭化するにつれてますますけわしい発展をとげていく階級対立は、したがって女性運動のなかにもあるのである。

14, それでもやはり、これらの反目しあっている姉妹たちは、階級闘争に分裂しあっている男性の世界よりははるかに多くの一連の共通点をもっているのであって、この共通点にたって、彼女たちは、わかれわかれに進みながらもなお連合して効果的に、闘争を行うことができるのである。共通点にたつこの戦いは、現存の国家秩序と社会秩序のもとにおける女性の男性との同権が問題となる場合のすべての領域にわたる。すなわち、女性の力量と能力の及び得るすべての領域における、また完全な、民法上および政治上の男女同権のためのあらゆる領域における女性の活動がそれである。これは、非常に重要な、またのちに明らかになるであろうように、きわめて広範な領域にわたっている。それと同時に、プロレタリア階級の女性世界は、働く女性を肉体的、道徳的退廃から守り、彼女たちに母として子供たちの教育者としての能力を保証するあらゆる対策と制度のために、プロレタリア階級の男性世界と手を組んでたたかうことに特別の利益をもっている。プロレタリア女性は、さらに進んで、期待にふさわしい社会的制度によって、両性の完全な経済的、精神的独立が可能となる状況を作り出すために、彼女た

ちの、階級を同じくし、運命を同じくする男性の同志たちとともに、社会を根本から変革するためのたたかいを引き受けなければならない。15, したがって、ブルジョア的女性運動の目的である、現存の国家秩序と社会秩序の土台の上での男女同権を実現することだけではなく、さらに進んで、人間を人間に従属させ、したがってまた一方の性を他方の性に従属させる一切の制限を取り除くことも重要なのである。女性問題のこうした解決は、社会問題の解決と軌道を同じくする。だから、女性問題を全面的に解決しようとする人は、全人類の文化問題としての社会問題の解決を旗印に掲げている人たち、すなわち社会主義者と手をたずさえて進まなければならない。

16, 社会民主党は、すべての党のうちで、女性の完全な同権、あらゆる従属と抑圧からの女性の解放をば、扇動しようとする理由からではなく、必要にもとづいて、その綱領のなかにとりいれているただ一つの党である。両性の社会的独立と平等なくしては、人類の解放はありませんいのである。

17, ここで述べた根本的見解については、すべての社会主義者がわれわれと意見を同じくするだろう。しかし、われわれがどのように究極の目標を実現すると考えているかというその方法と様式、すなわち、すべての人の目指すべき独立と同権の基礎になる方策と制度とはどのようなものでなければならないかということについてはそうではない。

18, 現実の基盤を離れてひとたび未来図の描写にとりかかるや、瞑想の広漠たる分野が開けてくる。ありそうなことや、ありそうにないことについて、論争がはじまる。だから、この点について本書でのべてあることは、著者の個人的見解としかみなすことのできないものである。したがってまた、もし万一攻撃するのだったら、

それはただ著者個人にのみむけられるべきである。そこでの論争についての責任は、もっぱら著者のみがおうものである。

19、客観的な率直な意図を持った攻撃は、われわれの歓迎するところである。本書の内容を真実にもとるような仕方で述べたてるような、あるいは、偽りの誹謗をもとに加えたりする攻撃は、われわれは黙殺することにする。なお、以下の叙述では、時事を検討した結果引き出す必要のある結論は、すべてひきだすことにする。偏見にとらわれぬことこそ、審理認識の最善の要件であり、また、現状はどうか、将来はどうならなければならないか、についての遠慮のない見解表明こそが、目標に到達するただ一つの道なのである。

むすび

以上、1879、1883、1891、1895、1909年の5時点での改訂による「序説」の全文の邦訳を行い、各改訂時点での変化を追った。

1879年初版の「序説」は12パラグラフからなっていたが、最後の1909年第50版では、19パラグラフに増えている。「序説」に関する限り、1895年の第25版の改訂が、第50版の原型となつたと推測される。プロレタリアとブルジョワ、労働者階級と資本家階級という階級という対語、「社会民主主義」「社会民主党」というドイツの労働者党の具体的呼称もここで初めて意識的に使われている。「序説」だけをみても、ベーベルは、30年にわたって、字句、表現、内容において、推敲を重ねていくプロセスを知ることが出来た。

ベーベルの選集の続刊によって、新しい視点でのベーベルの女性論の解釈や評価がなされる時期がきていると私は考えている。それに際しても、本学「ゲリツツェン女性史コレクション」に収録されているベーベルの文献の価値は大き

い。

* 本稿初校時の1997年2月、1902年の第34版を、U. S. A. のマイアミ大学図書館 (Miami University Library, Oxford, OH) から借りることができた。その結果、予想通り、1909年の第50版との間に「序説」は、パラグラフの数をはじめ内容において全く同一であることが判明した。

引用・参考文献 (伊藤 1992, 1996, に掲げた文献を除く)

Besel, August 1996 *Ausgewählte Reden und Schriften, Band 10/1 Die Frau und der Sozialismus*, 1. Auflage, K.G. Saur Verlag, München.

Besel, August 1996 *Ausgewählte Reden und Schriften, Band 10/2 Die Frau und der Sozialismus*, 1. Auflage, K.G. Saur Verlag, München.

伊藤セツ 1992 ベーベルの女性論再考 第1報 - 「ゲリツツェン女性史コレクション」及び本学「女性文庫」を利用して『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』Vol. 2, 95-102

伊藤セツ 1996 ベーベルの女性論再考 第2報 *Die Frau und der Sozialismus* における人口と女性『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』Vol. 5, 51-61